

岐阜県公報

目次

教育委員会教育長訓令甲

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令
岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)
(同)

ページ
—

号外(七) 平成二十八年十二月二十八日

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第五号

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

事務局一般
各教育機関

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程(昭和三十七年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 所属職員の見護時間の承認に関すること。

附則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第六号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年十二月二十八日

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一四の項に次の一号を加える。

6 所属職員の見護時間の承認

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社